

文化審議会国語分科会 (第 60 回) 議事録

平成 28 年 2 月 29 日 (月)
10 時 00 分 ~ 11 時 25 分
文部科学省 15F 特別会議室

〔出席者〕

(委員) 岩澤分科会長, 伊東副分科会長, 秋山, 石井, 入部, 沖森, 尾崎, 押木, 影山, 加藤 (早), 金田, 亀岡, 川瀬, 川端, 笹原, 佐藤 (栄), 鈴木 (一), 鈴木 (泰), 関根, 棚橋, 戸田, 納屋, 早川, 松岡, やすみ, 山田各委員 (計 26 名)

(文化庁) 中岡文化庁次長, 佐伯文化部長, 岸本国語課長, 竹田国語課長補佐, 小松日本語教育専門官, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会 (第 59 回) 議事録 (案)
- 2 「常用漢字表の字体・字形に関する指針 (報告)」
- 3-1 「地域における日本語教育の推進に向けて」 (報告) (案) 概要
- 3-2 「地域における日本語教育の推進に向けて」 (報告) (案)
- 3-3 「地域における日本語教育の推進に向けて」 (報告) (案) 事例集

〔参考資料〕

文化庁における国語・日本語教育施策 (平成 28 年度予算案)

〔机上配布資料〕

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 4 次基本方針)
- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 漢字字体関係参考資料集 教科書体 字体・字形比較資料
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について (報告)
- 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について (報告)

〔経過概要〕

- 1 事務局の異動 (中岡文化庁次長の就任) について紹介があった。
- 2 第 60 回文化審議会国語分科会の開催に当たり, 中岡文化庁次長から挨拶があった。
- 3 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 4 前回の議事録 (案) が確認された。
- 5 沖森漢字小委員会主査から, 配布資料 2 について説明があり, 質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 伊東副分科会長 (日本語教育小委員会主査) から, 配布資料 3-1 ~ 3-3 について説明があり, 質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 事務局から, 参考資料について説明があり, 質疑応答及び意見交換が行われた。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等はおりのとおりである。

○岩澤分科会長

開会に当たりまして、中岡文化庁次長から御挨拶を頂きます。

○中岡文化庁次長

おはようございます。先ほど御紹介いただきました本年1月から文化庁次長に着任しております中岡でございます。文化審議会の国語分科会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして、また、国語施策及び日本語教育施策に、日頃から御指導と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

今期は、漢字小委員会におきましては、「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の策定に向けまして、昨年度に引き続きまして審議を重ねていただきました。

また、日本語教育小委員会におきましては、平成25年2月におまとめいただきました「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理」におきまして掲げられております11の論点の中から、論点7の「日本語教育のボランティアについて」と論点8の「日本語教育に関する調査研究の体制について」につきまして、昨年度に引き続きまして、審議を重ねていただきました。

本日は、漢字と日本語教育の各小委員会の2年にわたるこれまでの審議の結果を、それぞれ報告としてお取りまとめいただきたく、御意見を賜りたいと考えております。

さて、現在、政府におきましては、「一億総活躍社会」の実現に向けました取組を進めております。その中で、文化芸術につきましては、世界に誇る我が国のソフトパワーの根幹でございまして、今後はGDPの拡大につなげていくことも視野に、その振興を図ってまいりたいと考えております。

また、今年、リオデジャネイロにおいて行われますオリンピック・パラリンピックが終わりますと、いよいよ2020年東京大会に向けました取組が本格化してまいるところでございます。この2020年に向けまして、我が国の文化の魅力を国内外に積極的に発信する文化プログラムの実施など、史上最大規模で、様々な取組を全国津々浦々で展開することとしてございます。

本会議は、こうした文化芸術の基盤でございます国語や、今後の我が国の経済社会にとって大変重要でございます外国人の基盤的な受入れ環境としての日本語教育をめぐる様々な課題に対応していただくために、国語施策及び日本語教育施策について御検討いただく重要な場でございます。

委員の皆様方には、忌たんのない御意見を賜りまして、本日の会議が実り多いものとなりますよう、重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○岩澤分科会長

それでは、議事に入ります。本日は、今期最後の国語分科会です。漢字小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議結果について説明をしていただきます。その後、意見交換を経て、それぞれ報告として取りまとめたいと考えております。

それでは、初めに漢字小委員会の審議結果について、漢字小委員会の主査である沖森委員に説明をお願いします。

○沖森漢字小委員会主査

漢字小委員会の審議結果について御報告いたします。漢字小委員会では、第12期の

国語分科会が取りまとめました「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」が示す五つの柱の「2 常用漢字表の手当て」のうちの「(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」を取り上げて、前期から引き続きこのテーマで取り組んでまいりました。

前回の国語分科会で中間報告をいたしました。今日は、最終案として、配布資料2「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」(案)をお示しいたします。それでは、この配布資料2を御覧いただきながら説明をしていきたいと思っております。

5ページから始まります。下に5とあり、右上には「1章 1」とありますが、「常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方」を御覧いただきたいと思っております。第1章は、この指針が、どのような社会状況を踏まえて、何を目的に作成されたものであるかを述べております。

「1 当指針の基本的な考え方」の最初の段落、冒頭の部分にこの指針の趣旨が書かれております。少し読み上げたいと思っております。

「当指針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼす影響などに対応して改定された常用漢字表の「(付)字体についての解説」の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。近年、社会の変化とともに、長い歴史の中で培われてきた漢字の文化にも変化が見られるようになっている。そのうち、特に漢字の字形に関して、手書き(筆写ともいう。以下同様。)文字と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。)との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向などが生じている。当指針は、これらを国語施策の課題として捉え、その改善を図るものであり、一般の社会生活において、文字をより適切に、積極的に運用するために、活用されることを意図している。」

今、読み上げた部分が触れております常用漢字表の「(付)字体についての解説」は参考資料部分の201ページとなっている部分です。配布資料2の2冊目のものですが、それを御覧いただきたいと思っております。

「常用漢字表」は、最初昭和56年に制定され、その後、平成22年に改定されました。この「(付)字体についての解説」は、昭和56年に示されてから現在に至るまで、常用漢字表の字体・字形に関する考え方を示してきております。

「(付)字体についての解説」の趣旨は、大きく言いますと2点ございます。一つは、手書きの文字と明朝体に代表される印刷文字との間には、形の上で違いがあり、この違いは、両者が別々の発展を遂げてきた結果、表し方の習慣の違いとして生じているものであり、どちらか一方が正しい、又は間違っているということではなく、どちらも認められるべきであるという点であります。

二つ目は、文字を手書きするときには、いろいろな書き方があり、書かれた文字を見たときに、その字が持っているべき骨組みが認められる場合には、細かな部分の形が違うからといって、それを誤っていると考える必要はないという点であります。

しかし、この指針(案)で申し上げますと、ちょうど6ページ分に収まってしまふほどの簡単なものであったこともあって、その内容は、十分に社会に浸透してこなかった面があります。この部分をもっと分かりやすく、具体的に伝えるために漢字小委員会を中心に審議してきた結果がこの「常用漢字表の字体・字形に関する指針」(案)であるということでもあります。

したがって、この指針(案)の考え方は、今回初めて示されるというものではございません。実は、戦後すぐ、昭和24年に「当用漢字字体表」が現在の漢字の字体を定めたときから、一貫して示されてきている考え方でありまして。しかし、情報化が進み、印刷文字中心の生活を送る中で、手書きの文字に触れる機会が少なくなり、だんだんと、そうした文字に関する理解が残念ながら失われてきてしまっていると見られます。

先日の漢字小委員会で、この指針（案）が取りまとめられた後、報道などでも比較的大きく取り扱われました。その中で、よく聞かれた意見の一つは、とめ、はね、はらいは大切にすべきではないか、これまで、そのように指導してきた先生方がお困りになるのではないかというものであります。ここで、誤解があるとするならばそれを解いておきたいのですが、この指針は、とめ、はね、はらいはどうでもいい、今まで先生方がなされてきた指導を大きく変えてほしいといったようなことを言っているわけではございません。漢字を美しく、整えて書くことが望ましいということ自体を否定しているわけではありません。

この指針（案）が焦点にしているのは、何をもって、その漢字が正しい、あるいは誤りであると判断するかという点であります。美しいか、整っているかというのは大切な観点ではありますが、その字が正しいか誤りかということとは別の問題であるということはこの指針（案）ではうたっております。

指針（案）の10ページを御覧いただきたいと思っております。下のページ数で言いますと10ページでありますけれども、これは平成26年度「国語に関する世論調査」の結果であります。ここでは、1番から9番の九つの文字について、多くの方々の意識を聞いておりますが、それぞれ人によって適切だと思っている字の形が違っているということが分かります。とめ、はね、はらいは大切であるとお考えになる方は多いのですが、どこをとめるかはねるかという点については、実はそれぞれ別のことを意識している場合があるわけでありまして。

これは、特に手書きの文字が元々いろいろな形で書かれてきたからであるとも言えます。常用漢字表では、ここに挙げている形は誤りではない、その漢字の骨組みを持っているものとして認めております。手書きされた漢字の形というのは、それぞれの人が子供の頃に習った形や、長く見慣れてきたものを正しいと感じる傾向があります。近年では、電子機器等を含めて、印刷文字を見る機会の方が多いため、印刷文字のとおりを書くのが正しいという意見も広がっております。しかし、手書きされる文字はいろいろな形で書かれ得るものであって、印刷文字をまねする必要はありませんし、骨組みに関わらないような小さな違いによって正しい、誤りだという判断はできないものであります。そういった漢字の文化について、分かりやすく説明したのがこの指針（案）であります。

なお、この指針（案）は、教育現場を直接の対象としたものではありません。ただ、報道などを御覧になった先生方が不安に感じたりしないように、本日の最終案をお示しするに当たって、主査打合せ会のメンバーと御相談の上、主査の判断として、学校教育との関係に関する部分について、その後少し加筆・修正しております。教育においては、学習指導要領に示された学年別漢字配当表の字をよりどころとして指導が行われており、この指針でも、そのことを尊重しております。その一方で、児童生徒が書いた文字を評価する際には、柔軟に評価すべきということも言っておりますから、教育関係者の方々が手書きされた漢字についての評価を行う際には、この指針（案）を大いに参考にさせていただきたいと思っております。

また、この点は、強く申し上げたいのですが、不特定多数の人々が受験するような入学試験、採用試験、各種の検定試験などにおいては、特にこの指針（案）の内容を御理解いただいた上で評価を行っていただく必要があると考えております。

学校教育を中心とする漢字の習得と、社会一般における漢字の運用とを円滑につないでいくため、全ての関係者にこの指針（案）を是非とも役立てていただきたいと思っております。

では、この指針（案）の特徴を説明申し上げます。38ページの冒頭「4 手書き（筆写）の楷書では、いろいろな書き方があるもの」、ここを御覧ください。これまで当用漢字表には、例示が幾つかしかありませんでしたが、この指針（案）の第2章に当

たる部分では、手書きの文字の数を大幅に増やしました。それとともに、同じ構成要素を持っている漢字ごとに分類し、構成要素というのは左側の欄にあるものでありますけれども、同じように考えることができるということを示しました。ここに例示している字形は、小学校の学習指導要領に挙がっている漢字が中心となっております。

この指針は、原則として常用漢字表を対象にしておりますので、取り上げている構成要素と同じ形を持った常用漢字表以外の漢字、そういった漢字にも同じような考え方が応用できる場合があると考えております。

続いて、第3章の「字体・字形についてのQ&A」について御説明いたします。ちょうど63ページ、本体は65ページからQ&Aが始まりますけれども、これは第1章、第2章の説明の中には、少々専門的で、気軽には読めないというところもございますので、より親しみやすい問答形式にして、ここだけ読んでおけば指針（案）の大体のことが分かるというように作成したのがこのQ&Aの部分であります。

その中の88ページを御覧いただきたいと思います。Q36の部分を少し読み上げたいと思います。

「Q36 どのような字形で書いてもいいのか 雑に書かれている字や十分に整っていない字であっても、字体が読み取れさえすれば誤りではないということは、どんな字形で書いてもいいということでしょうか。」

アンサーとしまして、「そうではありません。読む人を気遣って、整った読みやすい字形で書くように配慮することは大切です。ただ、正誤の判断とは別の問題である、ということです。」

その下の解説の部分には次のように在ります。

「文字によるコミュニケーションでは、その字であることが正しく伝わるように書いてあることが必要です。窓口で記入する書類などに、「楷書で丁寧に書いてください。」といった注意書きが見られることがあるように、漢字による情報伝達をより円滑なものとするためには、読む側への配慮に基づき、意図したとおりに正しく読み取ってもらえるよう書く必要があります。そのような場合には、整った読みやすい字形で、丁寧に書くよう努めるべきです。

また、「文化としての手書き」という観点から言っても、美しさや巧みさに配慮して文字を書くことが欠かせない場合があるでしょう。漢字に関わる検定などにおいても、それぞれの目的によっては、正誤とは別の評価や価値付けが重視されることがあるかもしれません。

したがって、字体が読み取れる字であれば、どのような書き方をしてもよいということをおっしゃっているわけではありません。整い方、丁寧さ、美しさ、巧みさなどに配慮して文字を書くことが大切な場合があることを踏まえた上で、しかし、これらの評価や観点は、正誤の判断とは別のものなので、混同せず区別して考えましょうというのが当指針の考え方です。」

このようなQ&Aが全部で78問ございます。226ページ、最後のところですが、そこには問いの一覧がまとめられております。どこから読んでもいいようになっておりますので、興味のあるところから御覧いただくのもよいと思います。

次に、配布資料2の2冊目ですが、その冒頭、1枚めくっていただいて、117ページ、「字形比較表」の部分を御覧いただきたいと思います。

この指針（案）のもう一つの特徴である、印刷文字と手書き文字の例を示した「字形比較表」であります。これは、「常用漢字表」の2,136字について、「常用漢字表」の字体を筆頭に、常用漢字のものとは字形に違いのある明朝体、ゴシック体、ユニバーサルデザインフォント、教科書体などの印刷文字を並べて示し、その字形の違いを比べられるようにした上で、手書きの文字を2、3示しております。また、第2章と第3章Q&Aの関連項目を示しております。

手書きの字形を示すと、その字形が何か特別なものとして受け取られてしまうおそれもございます。それでは、この指針の趣旨とは全く反対のことになってしまいますので、この部分で示す手書きの楷書は、飽くまでもその一例である、ほかにも同じ漢字として認識される字形があるということが伝わるように、冒頭で説明をしております。また、手書きの文字については、一つの字体の中に様々な字形が生じ得ることが分かるように、いろいろな工夫を凝らして書いております。

そのほかにも、参考資料として、「国語に関する世論調査」の結果や「字体」、「字形」などの用語に関する更に詳しい説明などを掲載しております。こちらも参考になればと願っております。

以上、漢字小委員会の審議の結果として、「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」（案）をお示しいたしました。本日、国語分科会の報告としてお認めいただいた場合には、特に最後にあります索引などの部分について、事務局でもう一度よく見直しをしていただいた上で、3月末までには冊子として印刷するとともに、4月の下旬までには文化庁のウェブサイトでも御覧いただけるようにしたいと考えております。

大部かつ細かな内容ですので、公開までには多少の微細な修正事項があり得るということも御了解くださいますようお願いいたします。また、広く需要があることも予想されますので、一般の書籍として刊行することも検討しております。

また、この指針（案）の内容は、時代の変化などによって更新が必要になるところもあるのではないかと考えております。例えば、「字形比較表」には、学年別漢字配当表の配当学年が示されておりますが、例えばこれが変更されたような場合には、この指針も修正するといった柔軟な対応が必要であります。そのような場合には、特に審議が必要な場合を除いて、国語課で修正などを行って、国語分科会で了承するといったような方法で更新を行っていくというようなことも、今後必要になっていくかと思っております。御理解を賜れば幸いです。以上で説明を終わりにいたします。

○岩澤分科会長

沖森主査、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等があればお願いいたします。どうぞ。

○押木委員

質問と意見を兼ねる部分がありますが、12ページです。ここでは漢字指導に関する意見聴取の内容をまとめていただいております。大変よくまとめていただいておりますし、納得できる場所ですけれども、「なお、学校教育では」という箇所について少し分かりにくい部分がありはしないかと考えております。

意見としまして、学校教育での漢字指導、あるいは書写指導は多様性を認めて、そして、より良さを目指していくような、そういう在り方が現代の教育の流れではないかと理解しております。その考え方というのは、この指針とよく一致している考え方だと思っております。そのことがこの「なお、学校教育の中では」の箇所で、学校教育に詳しくない方、あるいは一般の先生方に伝わるのかどうか、若干心配な部分がございます。

こういった箇所について、この後、多少修正が可能なのかどうか。これでもう決定ということなのかをお伺いしたいということと、分かりやすくなるとよいがということ意見を述べてさせていただきます。

○沖森漢字小委員会主査

先ほど申し上げましたように、微細なと言いますか、どこまでが微細というか分か

りませんけれども、修正は御了解いただけるのではないかと考えております。それについては、改めて修正した部分につきましては御説明する機会があるかと思っております。

○岩澤分科会長

ほかに何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、お認めいただいたということですが、今、沖森主査からも御説明がございましたように、最終的な表現の細部の詰め等がまだあるという認識を持っております。その最終的な細部の文言等の詰めについては、私、分科会長に御一任いただくということによろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なしの声あり」→了承)

○岩澤分科会長

それでは、そのようにさせていただきます。最終的にどのように修正したかにつきましては、後日改めて事務局から御報告を申し上げたいと考えております。よろしいでしょうか。(→挙手なし。)

では次に、日本語教育小委員会の審議結果につきまして、同小委員会の主査である伊東副分科会長に説明をお願いします。

○伊東副分科会長

それでは、今期の日本語教育小委員会の審議結果について御報告申し上げます。資料は3冊ございます。配布資料3-1, 3-2, 3-3をお手元に御用意いただきたいと思っております。

今期の日本語教育小委員会においては、日本語教育小委員会の下に設置した「課題整理に関するワーキンググループ」が平成25年2月に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」でお示しした11の論点のうち、論点7「日本語教育のボランティアについて」及び論点8「日本語教育の調査研究の体制について」昨年度から引き続き審議してまいりました。

したがって、配布資料3-1の「1. はじめに～日本語教育小委員会における審議の経緯について～」の括弧で囲んである部分、「・」の二つ目、論点7, 論点8, これが、我々が審議してまいったものでございます。

このたび配布資料3-2のとおり報告を取りまとめましたので、本日お諮りする次第でございます。3-2が取りまとめの報告でございます。本報告は、昨年10月30日に開催されました前回の国語分科会におきまして御説明しました、論点7及び論点8の二つの中間まとめを基に、各所からの意見等を踏まえ、改めて審議・修正等を行い、一つにまとめて作成したものでございます。

それでは、改めて本報告について御説明申し上げます。配布資料3-2を御覧ください。今回の報告は、タイトルを「地域における日本語教育の推進に向けて」、そしてサブタイトルを「一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について一」としております。

では、1枚おめくりください。目次がございます。本報告は、四角で囲んだ部分、「1. はじめに～日本語教育小委員会における審議の経緯について～」として審議の経緯、そして同じく四角で囲んである「2. 地域における日本語教育の実施体制について」、そして次のページを御覧ください。一番上、「3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について」、そして中ほど、「4. 終わりに」、そしてデータ集として「5. データ等」と全部で五つの章からなっておりますが、これに配布資料3-3「事例集」が附属資料として付けられております。

では、まず「1. はじめに」ですが、1ページおめくりください。ページ番号一番

下の1ページになります。ここでは、「1. はじめに」として日本語教育小委員会における審議の経緯について触れております。

平成19年7月に国語分科会に日本語教育小委員会が設置されたこと。そして、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案などの5点セットを作成したこと。そして平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」を取りまとめたことなどについて記載しております。簡単な概要ということになります。

なお、この論点の整理においては、日本語教育の意義について、改めて四角の枠で囲んで挙げております。中ほどになります。日本語は日本の文化の基盤であり、日本語教育を推進することで日本文化や日本への理解が深まり、国際友好の構築につながることや、「住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる」ことなどを意義として挙げております。

また、次の2ページを御覧ください。ここでは、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11挙げております。このうち「論点7 日本語教育のボランティアについて」、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」、平成26年度より議論してまいりました。

では、1ページめくっていただいて3ページ目を御覧ください。ここでは、本報告の内容について概要を説明しております。少し字が小さいですが、概要と御理解ください。

「論点7 日本語教育のボランティアについて」は、各地で日本語教育施策を展開する上で参考となるよう、ボランティアを含めた実施体制の考え方について示すとともに、各地の取組について「つながる」、「つくる」、「ひろげる」という三つのキーワードと六つのポイントで事例を紹介しております。

「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」、これは40ページになりますけれども、後ほど御説明しますが、日本語教育施策において、基本的なデータを収集するため、外国人に関する調査を行うとしても、例えば住民基本台帳では国籍が閲覧できないなど、様々な制限により実施が困難な状況がございます。そこで、地方公共団体と連携・協力することにより、外国人の日本語教育の状況を把握できるようにすることを目的として、日本語教育に関する調査の共通利用項目をお示した旨を説明しております。

なお、本報告は平成27年5月22日に閣議決定された「文化芸術に関する基本的な方針（第四次基本方針）」の方向性に基づきまとめたものであることも申し述べさせていただきます。

では、「2. 地域における日本語教育の実施体制について」御説明申し上げたいと思います。すぐ隣の4ページが第2章になります。一番下のところに論点7と書いてございます。これから以降はこの日本語教育のボランティアについてに関する取りまとめと御理解いただくと有り難いです。

5ページから6ページに掛けては、外国人の受入れ施策の状況について述べております。平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正法の施行以来、外国人の数は10万人から210万人へと2倍以上に増加しております。それに合わせて、日本語学習者も6万人から17万人に増加しております。日本の人口減少が進む中、経団連や国など各方面において、外国人材の受入れ促進が提言されたり、施策が展開されたりしていること、また2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて「外国人が言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」に取り組むこととなっていること、そして、日本語教育は、外国人のためだけでなく、地域社会のニーズにも応えるものとなっていることなどを述べた上で、外国人の受入れ状況に応じた日本語教育の充実が重要といったことを明記しております。

7 ページからは、地域における日本語教育の現状と課題について述べております。現状と課題でございます。

地域日本語教育は、中国残留孤児やインドシナ難民受入れをきっかけに始められており、その後、南米日系人、研修生、そして技能実習生が増加し、それに伴って、外国にルーツを持つ日本生まれの子供も増加しております。出身、言語、在留資格、職業など、実に様々で、このように多様な外国人に対し、各地では日本語教室を開設し、日本語教育を実施しているところでもあります。しかしながら、各地域内に日本語教室が開設されている市区町村は実は3分の1にすぎません。日本語教育が実施されていない地域に住んでいる外国人は、約50万人に達していると報告されております。

さて、8 ページになりますけれども、さらに外国人が500人以下の市区町村では、86%に日本語教室がございません。また、100人以下の市区町村では、93.5%に教室がない状況です。

8 ページから9 ページにかけては、市区町村及び都道府県における課題等を整理しております。まず、市区町村です。日本語教室の指導者のうち90%はボランティアが占めていること。また、そのボランティアもいわゆる高齢化などで人材確保が大変困難になっているところが多いといった現状がございます。

一方、都道府県においては、都道府県により状況には格差がございます。真ん中辺りを御覧ください。9 ページの真ん中辺りです。①では、ニーズの把握やニーズに沿った学習の機会が不十分であること。そして②では、域内における日本語学習機会に格差が生じていること、そして③では、人材の確保、内容の質の担保など人材育成が重要な課題となっている状況があることをここにまとめております。

さて、10 ページには文化庁の取組について記載しております。文化庁においては、中核人材を育成する観点から地域日本語教育コーディネーター研修を行っておりますが、参加する地域に偏りがあるなどの課題がございます。また、平成19年度から実施している「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、ノウハウに乏しい、ノウハウがない地方公共団体などは申請しにくい仕組みとなっております。また、日本語教育事業の継続性、どう引き続いてやっていくかという観点からも、自律に向けた取組が非常に求められているということも重要な点だろうと思っております。

11 ページから12 ページの説明を申し上げたいと思っております。ここでは、これらの課題を踏まえて、日本語教育の実施体制の考え方について、市区町村、そしてその下、都道府県、次のページ、文化庁、それぞれにおいて提言しております。

まず、「2.3.1 市区町村」のところでは、市区町村においては、外国人にとって最も身近な行政機関であることから、市区町村の自治体においては、日本語学習環境を整えることが求められると考えております。また、日本語教育の実施に当たっては、外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ることが重要であること。そして、指導者等の高齢化が課題となっていることから、ボランティアや指導者などのいわゆる人材育成など、人材確保が重要で、そして必要であること、そして、そのためには、大学や事業者など、様々な機関との連携を図ることなどによって、日本語教育の充実方策を実施・検討していただくことが必要であると考えております。

その下、「2.3.2 都道府県」です。市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努めるとともに、市区町村に対しては、人材を育成したり、必要に応じて財政支援したりすることなどを求めています。

「2.3.3 文化庁」については、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について、引き続き予算の確保に努めるとともに、日本語教室が開催されていない市区町村の取組を促すような制度にすべきであり、新たに日本語教育に取り組む市区町村に対して、いわゆるそのノウハウを伝えるアドバイザーを派遣するなど、新たな支援の枠組を設けることを提言させていただいております。さらに、「生活者と

しての外国人」のための日本語教育事業については、自律的に日本語教育活動を継続できるような仕組みを検討すべきであるといったことなども併せて提言しております。

13 ページを御覧ください。図を示しているページです。ここでは、市区町村，都道府県，文化庁の役割分担とその取組についてイメージ化したものを資料としてお付けしております。今まで申し上げました，あるいは前ページから続いているものを分かりやすくまとめたものと御理解ください。

15 ページ，「2. 4 日本語教育の実施体制のポイント」です。ここからは，日本語教育の実施体制のポイントとして，44 の事例を外国人と先ほど申しました「つながる」，「学習機会を創る」，そして学習活動範囲やネットワークを「広げる」の三つのキーワードに六つのポイントを挙げ，それぞれについて，地域での具体的な取組事例を 39 ページまで紹介させていただいております。

15 ページの四角でポイント 1，2，3，4，5，6 を挙げておりますが，そのことについてこれからお話しいたします。

まず，ポイントの一つ目です。これは日本語教室が外国人とつながって日本語学習につなげるという部分で，例えば外国人コミュニティーのキーパーソンと協力して，日本語教室が外国人とつながっていく取組や外国人が働く企業に働き掛け，日本語教室を紹介したり，一緒に教室を実施したりする取組を紹介しております。

二つ目です。日本語教室が様々な団体と連携・協働して日本語学習の機会を創るということで，日本語教室だけでなく，大学のリソースを活用して日本語教育プログラムを作成したり，教材開発やシンポジウムの開催などを実施したりしている例もございます。また，行政と日本語教育の専門家集団でもある日本語学校が連携し，例えば行政が日本語学校に委託して日本語教室を実施したり，人材育成を図ったりしております。連携先としては，このほか N P O 法人や任意団体などの事例も掲載しております。

三つ目です。三つ目は，日本語教室が様々な団体と連携し，日本語教育だけでなく，地域社会との接点を創るということで，日本語教室が保健所とつながったり母子保健に関するセミナーを開催したり，市の防災の担当と連携して地域の防災訓練に外国人を参加させて，防災に必要な日本語を教えるなど，日本語教室が外国人にとって地域社会との接点になる取組を紹介しております。

四つ目です。日本語教室が様々な団体と連携し，日本語教育だけでなく，社会生活におけるニーズに対応するということでまとめております。外国人のニーズに応える取組や，逆に地域社会が外国人に求めることなどを役所や医療機関などと協力して取組を紹介しております。例えば，慣れない土地での子育ては不安が付いて回ると思います。そこで保健師や保育士などを巻き込んで，子育て方法を教えながら日本語を教えたり，赤十字社と連携して防災講座を実施したりするなどの取組を掲載しております。

ポイント 5 です。ここからはキーワード「広げる」です。複数の市区町村の連携や広域行政の協力・支援の下，日本語教育を実施するということになります。複数の市や町が連携して予算を負担し合いながら日本語教育に取り組んでいる事例や県の国際交流協会が市町村などと連携した取組などを紹介しております。複数の自治体や団体が連携することによって，日本語教育を広げていく取組ということになります。

最後，六つ目です。六つ目は，日本語教育の取組を広げるため，日本語教育コーディネーター等人材を確保・配置することになる部分です。地域の日本語教育において大きな課題となっている人材の確保に当たる部分です。指導者やボランティアの養成の事例や，コーディネーターを配置した取組などを紹介しております。

16 ページでは，今のポイントをまとめておりますので，御覧ください。

次に、「3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目」について、40 ページを御覧ください。1 枚おめくりいただきますと、41 ページ以降は調査の共通利用項目の作成の背景や観点、活用方法について述べております。外国人の日本語に対するニーズや学習経験に関する調査を国において実施しようとした場合、調査対象となる外国人、実際は日本国籍を有していても日本語ができない人も含まれますけれども、その外国人がどこに住んでいるかを把握することが非常に難しいということから、全国的な調査となると膨大な予算が必要となるということで、実施は非常に困難な状況であります。

一方で、地方公共団体などでは、独自に外国人に対する日本語に関する調査を行っているところがございます。しかしながら、それらを利用することを考えた場合、それぞれの自治体によって調査項目がある意味ではばらばら、異なっているところから、このままでは全国的な傾向の把握などは難しいという状況になっております。

そこで、地方公共団体の調査項目のいわゆる共通化、標準化と言っているかと思いますが、共通の項目を作って、全国的な傾向の把握などが行えるよう、日本語教育に関する調査の共通利用項目について検討し、作成してきたものがこの章に当たります。今回の「調査の共通利用項目」の作成の観点ですが、都道府県などで行っている調査の継続性を考慮して、都道府県や政令指定都市等で実施されている調査の項目を参考に、汎用性などの観点を踏まえて作成してまいりました。

42 ページを御覧ください。42 ページは日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用方法、活用の効果について述べております。共通利用項目が活用された場合の効果としては、文化庁において定期的に都道府県等が実施する調査について情報収集、その情報の分析、整理を行って、日本語教育施策の企画立案に役立てることとしております。

45 ページを御覧ください。2 枚ほどめくっていただくこととなります。いよいよここが実際の調査項目をお示ししております。今回、共通利用項目として、大きく分けますと三つの項目で質問を設定しております。「①外国人の属性等」、「②日本語学習」、そして「③日本語能力」と御理解いただけたらと思います。

まず、「①外国人の属性等」です。性別や年齢、出身国や日本の滞在年数、仕事についての質問としての7項目です。そして「②日本語学習」です。ここでは、これまでの日本語学習経験や日本語学習方法、そして日本語を学んでいない理由など、全部で9項目9問からなっております。そして、「③日本語能力」に関する項目です。日本語がどのくらいできるかについての質問を2問聞いております。全部で18問の質問がございますが、そのうち「※」の部分は補足的質問となっております。

実際の質問内容は、47 ページから 51 ページに記載されております。是非 47 ページから 51 ページ、後ほど御覧いただきたいと思っております。また、日本語能力については、さらに補足の質問項目として生活上の行為に位置付けた質問を参考として付けています。70～73 ページに記載しております。

では、「4. 終わりに」です。最後の4章では、まとめとして、本報告書の趣旨をコンパクトに四つ挙げております。①国や都道府県、市区町村の連携協力、②市区町村は、大学、事業所、近隣の市町村との連携、③外国人だけでなく、地域住民の理解を得ること、④自治体は、外国人の日本語学習ニーズの把握を行い、文化庁はそれを収集分析し、施策に活用すること、こういったことが重要であると述べております。

さらに、今回の議論で明らかとなった課題を示し、次期の日本語教育小委員会で検討することを明記させていただきました。具体的には、今、御覧いただいております 53 ページの中段、「本報告で取り上げた各地の取組は……」からの部分です。各地での取組は非常に様々で、その実施体制もいろいろです。「指導者」や「ボランティア」といってもその役割や求められる能力も非常に多様化しております。日本語指導者に

求められる資質や能力は、平成12年に文化庁において「日本語教育のための教員養成について」調査報告が取りまとめられ、大枠が示されております。

しかし、現在の地域における日本語教育の取組を考えますと、日本語教員だけでなく、取組の多様性に伴い日本語教育に携わる、従事する様々な人材に求められる資質・能力について整理し、必要な対応策などを検討する必要があるのではないかと考えております。

そこで、来期は、平成25年2月にまとめた11の論点のうち、論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」検討することとしたいと考えております。54ページの最後のところですが、人口減少社会で外国人材の活用が進む中、日本語教育は、外国人の生活や社会参加を支えるだけでなく、経済面、国際交流、文化交流の面においても、我が国の行く末を担う大きな役割を担っているものと考えております。また、本報告書が現場の方々の一助となり、新しい時代の日本語教育が行われることを願って締めくくっております。

そして、本当に最後ですが、配布資料3-3を御覧ください。今まで触れてこなかったものですが、簡単に説明させていただきます。これは「2. 地域における日本語教育の実施体制について」の附属の資料となります。1枚めくっていただきますと、事例集について説明が記載されております。事例を収集した観点や手順について説明しております。この事例については、昨年度行った調査研究に基づき作成しており、若干古くなっている部分もございますが、連絡先を明記しておりますので、疑問点などについてはこちらに照会いただくことが可能になっております。

1枚めくっていただきますと、日本地図に事例の場所が分かるようになっております。ここから日本全土でどのような事例が集められているかが分かるようになっております。なお、16番「とやま国際センター」や20番「甲府市」など幾つかの事例は一覧表の中では複数のカテゴリーに分類していることから、2回出てきておりますので御留意ください。

7ページからはそれぞれの団体について見開き1ページで事例を紹介しております。これは、各地で日本語教育に携わっておられる自治体の担当者やコーディネーター、国際交流協会や各種団体の方々の活動にお役に立てるのではないかと考えております。なお、本報告書については、都道府県や政令指定都市の担当部局をはじめ、関係各所にパンフレットを作成した上で、配布・普及に努めたいと考えております。また、日本語教育に関する調査の共通利用項目については、多言語化して文化庁ホームページで提供することなども予定しております。

以上で、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議結果についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩澤分科会長

それでは、ただ今の伊東主査の説明につきまして、何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

○金田委員

最後の日本語教育に関する調査の共通利用項目の多言語化についてお伺いしておきたいのですが、今回、こういった事例集、共通利用項目ができたことで、早速ほかの市区町村のことを参考にしたい、この市区町村のことを調べたいという自治体が出てくるかとは思いますが。その場合にやはり共通利用項目が多言語化されていると、「すぐやろう」というときには非常に役に立つと思います。来年度多言語化の予定が既に構想としてあるのかどうかということも、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○伊東副分科会長

質問については分かりましたが、これは事務局からお答えいただいた方がいいでしょうか。お願いいたします。

○小松日本語教育専門官

できるだけ早く多言語化については取り組みたいと思っております。来年度の中旬までにはホームページ等で公開したいという予定で考えております。

○岩澤分科会長

ほかに何か御質問、御意見でも結構でございます。御質問、御意見等ございますでしょうか。

○尾崎委員

感想的なことを申し上げたいと思います。私自身、日本語教育小委員会に2007年、設置のときから加わっていきまして、丸8年になります。そろそろお役御免だと思っておりますが、この8年間で随分実績が上がっていますし、今回の報告についても文化庁の職員、国語課の職員の方々、本当によくお仕事をさせていただいて感謝しています。

ただ、この8年を通して全く変わっていないことは、外国人材を受け入れるということについて、国としての基本的な方向が定まっていけないということです。外国人の受入れについて、基本的には高度人材という言葉が使われていますが、留学生のように既に日本語がかなりできるとか、日本の状況が分かっている、そういう方を積極的に受け入れたい、あるいは高度人材で、自分のお金で日本語を学ぶことができたり、あるいは日本語ではなく英語で仕事ができたりする人材は積極的に受け入れてはいます。しかしそうではなくて、地方の地元の産業等を支えている外国人、こういった人たちの受入れについては、はっきりした方針が出ていません。「移民」という言葉を極力避けるような形で、安倍首相が国会で、「移民の受入れについては、国家的、国民的な合意がまだないので、それを目指す方向で」という言い方をしているだけです。ただ、実態としては、今回の報告の中にも外国人が倍増しているというようなことがうたわれていて、実態としては移民を受け入れていると私は思います。そういった方に対して、国として日本語教育をどうしていくかということについて、この先、少子高齢化を迎える中、はっきりして行かなければならないと思います。そのことは国語分科会でも、日本語教育小委員会でも議論しても仕方がない事柄ですが、現状の問題点を検討して、現状、一步でも進めるということで実績を積み重ねてきております。

今回の報告の中で、地方自治体がそれぞれに日本語教育の予算化をしようとか、人材を創れとか、教育機関と連携してとか、方向性は出ていますが、地方自治体自体が非常に財政的にも大変で、専門家がいるわけでもないのです。このような現状、どうしようもない現状の中でこのような報告書を作って、「みんなで頑張りましょう」というだけではもうやっていけないのではないのでしょうか。そのように思います。このことをここで審議するわけにはいかないのですが、8年間お世話になって、これまで実績を積み重ねてきて、今回もこういった報告書がまとまりましたが、一体いつまでこんなことをやっているのだというある種のいらだちを含めて、感想というか意見を申し上げました。

○松岡委員

今の尾崎委員の意見に関して私も同意をいたします。具体的にどうするかというの

が難しいところですが、こういう議論がこの国語分科会でなされていて、報告があるということ自治体にお伝えするだけではなく、他の省庁、関係省庁に是非いろいろな形で伝えていっていただきたいというのが願いです。

今、受入れ施策がどこに関係あるかと考えてみると、文部科学省ももちろんですし、それから、法務省、経済産業省、厚生労働省、いろいろあると思います。その関係団体が集まったところでまとめてどうということではなくて、それぞれの議論が起こったときに、実は国語分科会でこのような議論があって、こういう資料があるということ積極的に何かの形で提示していただく機会を是非作っていただきたいというのが願いです。

○岩澤分科会長

ほかに委員の皆さんから御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、意見交換につきましては、ここまでということにいたしたいと存じます。この報告案については、国語分科会としてお認めいただいたということにさせていただきます。

では、会議を進行してまいります。次のテーマですが、その他の案件といたしまして、平成 28 年度予算案の状況について、事務局から説明をお願いします。

○竹田国語課長補佐

参考資料ですが、文化庁における国語施策・日本語教育施策（平成 28 年度予算案）、これに基づいて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきますと、平成 28 年度予算案の概要としまして、27 年度予算と来年度予算の比較表が載っています。昨年 10 月の分科会にて、概算要求については説明をさせていただきました。今回はそれ以降の変更点を中心に御説明させていただきます。平成 28 年度の予定額のところが現在国会で御審議をいただいております政府予算案の額ですが、昨年説明させていただいた概算要求の額から大きな変更はありません。全体として 300 万円程度減額がございますが、事業の内容等については大きな変更はありません。

まず、国語施策の充実について申し上げます。4 ページです。国語施策の充実に関する事業です。審議会における検討に基づきまして、国語の関係の事業を幾つか実施しております。まず国語の調査及び調査研究は、世論調査等の調査を実施するものです。国語問題研究協議会は、国語に関する諸問題について、東西 2 か所で研究協議会を開催するものです。危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業は、危機的な状況にある言語・方言の活性化に関する調査研究、アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化、被災地における方言の活性化事業の三つの事業を実施しております。国語施策情報システムの更新事業は、紙媒体でしか存在しない資料の電子化、公開などを行っている事業です。この中で概算要求時点からの変更としましては、危機的な状況にある言語、方言の活性化、調査研究事業に関して、一部旅費等の減額がございましたが、事業内容については、大きな変更はありません。

続きまして、日本語教育施策の方ですが、7 ページです。外国人に対する日本語教育の推進という資料を基に説明させていただきます。審議会における検討を踏まえ、大きく分けて五つの事業を実施しております。左から申し上げます。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業としまして、地域日本語教育の実践プログラム、新規事業であります地域日本語教育スタートアッププログラム、地域日本語教育コーディネーター研修の事業を行っています。条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育としまして、難民に対する日本語教育の支援を行っています。日本語教育に

関する調査及び調査研究として、実態調査及び総合的な推進に向けた調査を実施しております。日本語教育研究協議会等の開催ですが、日本語教育に関するカリキュラム案の活用等に関する協議会の開催、都道府県・市区町村の日本語教育担当者を集めた研修の実施、都道府県政令指定都市日本語教育推進会議として、今後の連携の在り方等について議論していただくための会議を新規事業として設けています。一番下の、省庁連携日本語教育基盤整備事業としまして、日本語教育に関する教材等のコンテンツの共有をするためのシステムの運用経費と、日本語教育に係る関係府省、関係機関等に集まっただきまして、日本語教育に関する情報の共有化を図るための会議を実施しています。この中で概算要求時点からの変更としまして、生活者としての外国人のための日本語教育事業の中でスタートアッププログラムを新規で要求しました。9ページの資料でございます。いわゆる空白地域と呼ばれている日本語教育が実施されていない地域で、日本語教室を開設したいと考えている自治体に対して、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるように支援をするプログラムです。概算要求時点からの変更として、一部の経費が認められなかったため、アドバイザー派遣、コーディネーターの謝金、旅費を中心とした事業に見直しをして、来年度から事業を開始したいと考えております。事務局からの説明は以上です。

○岩澤分科会長

ただ今の説明について何か御質問、御意見等がありますでしょうか。文化庁の来年度の国語施策、日本語教育施策についての予算の説明がございました。何か御質問、御意見、この機会に言っておきたいということがあれば遠慮なくどうぞ。

○鈴木（泰）委員

私も恐らく今年でお役御免だろうと思うのですが、一言申し上げさせていただきます。感想ですが、文化というと書き言葉は入るんですが、話し言葉が入っていないんですね。話し言葉はスキルというか技術としてしかみなされていない。だから方言の活性化なんてこともされるわけですが、方言を別に文化とみなして、それを育てなければいけない、保たなければいけないという立場ではないように思います。方言を除いても、標準語でも書き言葉は文化、漢字も含めてもですが、音声言語は文化としてみなされていないのではないかと感じます。でも音声言語も、やはり書き言葉が文化であるのであれば、文化としてみなし得る側面があるので、やはり文化庁としては、そういうものも育てていく、保持していくということにもう少し力を注いでいただければと思います。

○岩澤分科会長

ほかに何か、先ほど来年度の予算について説明がありましたが、御質問、御意見はございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、予算関係は以上にいたしたいと思います。

今、鈴木（泰）委員からも御発言が一部ございましたけれども、本日の議題は以上でございますが、ほかに何か特に皆様から取り上げるべきこと、御発言があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。（→ 挙手なし。）

それでは、特にないようであれば、本日の協議についてはここまでいたしたいと存じます。

今期最後の国語分科会の閉会に当たりまして、佐伯文化部長より一言いただきたいと思っております。

○佐伯文化部長

御紹介のありました佐伯でございます。

委員の皆様方におかれましては、2年間にわたりまして、様々なテーマにつきまして熱心に御審議いただき、このような報告をおまとめいただきましたこと、感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日おまとめいただきました報告書につきましては、関係者に参考にしていただくとともに、特に広く社会一般にその趣旨を御理解いただきたいと、このように考えてございます。そのため、今後様々な機会を捉えまして、その周知に努めてまいりたいと考えております。もちろん文化庁といたしましても、この頂いた御提言を受けまして、今後の国語施策、日本語教育施策の推進に取り組んでまいる所存でございます。

既に日本語教育につきましては、今、予算案の御説明を申し上げましたが、中間報告を受けまして、来年度の予算におきまして、日本語教育の空白地域における日本語教室の立ち上げなどの支援を行いますスタートアッププログラムを開始する経費を計上しておりまして、取組の強化を図ることを目指しております。

また、常用漢字表の字体・字形に関する指針につきましては、最近のマスコミの報道などによりまして、世間の注目もかなり高まっております。今後、学校教育関係者などに広く活用いただきたいと考えております。

本日で第15期国語分科会の審議は終了となりますが、改めて御尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも国語施策、日本語教育施策について御指導を賜りますようお願い申し上げます。私の感謝の御挨拶とさせていただきます。

○岩澤分科会長

最後に私から一言申し上げます。先ほど御意見がありました話し言葉についてもという…、私自身も言葉とコミュニケーション、どちらかという話し言葉を専門に仕事をしてきている者ですが、先ほどの鈴木（泰）委員の御意見、意を強くする感じがいたします。もちろん書き言葉も大変大事ですけれども、一方で話し言葉も生活の中では大部分を占めているわけですので、是非話し言葉についても活発な議論をしていただけたらと思います。

また、今回はいずれも報告が2件ということで、事務方の皆さんの長い間の取組に最後に感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、これで第60回文化審議会国語分科会を終了いたします。ありがとうございました。